

# 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム第二梨ノ木園」（以下「事業所」という。）が行なう介護老人福祉施設のサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、必要な身体介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るために必要な援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園
所在地	三重県伊賀市朝屋731番地

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一、 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。

二、 医師 1名（嘱託医）

医師は、利用者の診察を通じ健康管理、療養指導及び個々に応じたりハビリの指導を行ない、利用者がより健康的に生活できるよう援助する。

三、 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者の心身の状況に応じ、適切な施設サービスを利用できるようケアプランを作成する。

四、 生活相談員 1名

生活相談員は、介護支援専門員と連携し利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、入退所時等の他機関との連携において必要な役割をはたす。

五、 介護職員 17名以上

介護職員は、ケアプランに基づく利用者の心身の状況等を的確に把握し、そのニーズや体調に合わせた適切な介助を行なう。

六、 看護職員 2名以上

看護職員は、ケアプランに基づく利用者の健康状態を的確に把握し、健康管理やリハビリの指導及び日常生活上必要な介護を行なう。

七、 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行なう。

八、 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供するとともに、定期的に嗜好を調査し、より好まれる食事を提供する。

九、 調理員 4名以上

調理員は、利用者の食事状態を把握するとともに、衛生管理に十分配慮し、適切かつ、安全な食事提供を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、次のとおりとする。

営業日 年中無休 24時間体制とする。

(指定介護老人福祉施設の利用人員)

第6条 本事業所の利用定員は50人とする。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第7条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員が作成した施設サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。

一、身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 介護老人福祉施設サービス利用時の緊急必要時の通院等の介助

エ. その他必要な身体介護

二、入浴に関すること

介護老人福祉施設サービス利用者に対して、1週間に2回、適切な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三、食事に関すること

介護老人福祉施設サービス利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

四、アクティビティー・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活

援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行なう。又、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア．レクリエーション
- イ．グループワーク
- ウ．行事的活動
- エ．体操
- オ．機能訓練
- カ．休養（養護）

#### 五、相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行なう。

- ア．日常生活動作訓練の相談、助言
- イ．日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ．住宅改良に関する相談、助言
- エ．その他必要な相談、助言

（指定介護老人福祉施設サービスの利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護老人福祉施設等が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

2 食費及び居住費については、次に定める額を利用者負担とする。

食費（1日） 1,560円

但し、利用者負担第3段階までの方 1,445円

居住費（1日） 915円

3 利用者及び家族が希望するアクティビティサービスにかかる諸経費については利用者負担とする。

4 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受ける。

5 介護老人福祉施設サービスの利用者等は、事業者の定める期日までに現金、口座引き落とし又は指定金融機関口座に振込にて納付するものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者は指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に、重要事項説明書に記する利用者留意事項に留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定介護老人福祉施設サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風災害、地震等に対処する計画を作成し、防

火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年4回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

(指定介護老人福祉施設サービスの利用契約)

第12条 事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して介護老人福祉施設サービス利用契約書の内容に関する説明を行なった上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び介護老人福祉施設従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、介護老人福祉施設サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者との雇用契約の内容において、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、記するものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 事業所は、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護老人福祉施設介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行なうものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 従業者は、指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護老人福祉施設サービスについて、介護保険法第48条第2項各号の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第18条 事業者は、利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第20条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第22条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第23条 採用時の研修及び施設内部研修の実施や各種研修会に参加させ、従業者等の資質の向上をはかる。

2 事業者は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から改正施行する。

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年5月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成30年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和元年10月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年8月1日から改正施行する。